

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議（平成28年秋及び平成29年春）の結果について

内閣府地方創生推進事務局

総合特別区域の全39特区（国際7、地域32）について、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第10条及び第33条の規定に基づき、指定地方公共団体から平成28年秋及び平成29年春協議に係る提案を受け付け、6特区から提案のあった、規制の特例措置（13提案）に係る国と地方の協議を行ってまいりました。

1. 協議の結果（概要）
--------------

（1）協議対象

13項目

（2）協議の経緯

○平成28年秋協議

平成28年

12月～ 実務者間による対面協議、書面協議

（提案に係る具体的な取組や解決すべき課題等、規制の趣旨、適用の考え方について議論）

平成29年

5月 協議終了

11月 総合特区推進本部開催（協議結果のとりまとめ）

○平成29年春協議

平成29年

7月～ 実務者間による対面協議、書面協議

（提案に係る具体的な取組や解決すべき課題等、規制の趣旨、適用の考え方について議論）

10月 協議終了

11月 総合特区推進本部開催（協議結果のとりまとめ）

(3) 協議結果（内閣府整理）

区分		法令改正等を措置	法令改正等の措置方針	現行制度で対応可	必要に応じ再協議	自治体で再検討	合意に至らず	合計
		i	ii	iii	iv	v	vi	
28年秋	項目数	0	0	0	0	1	0	1
	割合	0%	0%	0%	0%	100%	0%	100%
29年春	項目数	0	0	2	10	0	0	12
	割合	0%	0%	17%	83%	0%	0%	100%

○区分（内閣府フラグ）の考え方

- i) 取組を実現するため、法令改正等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの
- ii) 取組を実現するため、法令改正等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
- iii) 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの
- iv) 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの
- v) 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの
- vi) 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの

2. 今後の予定

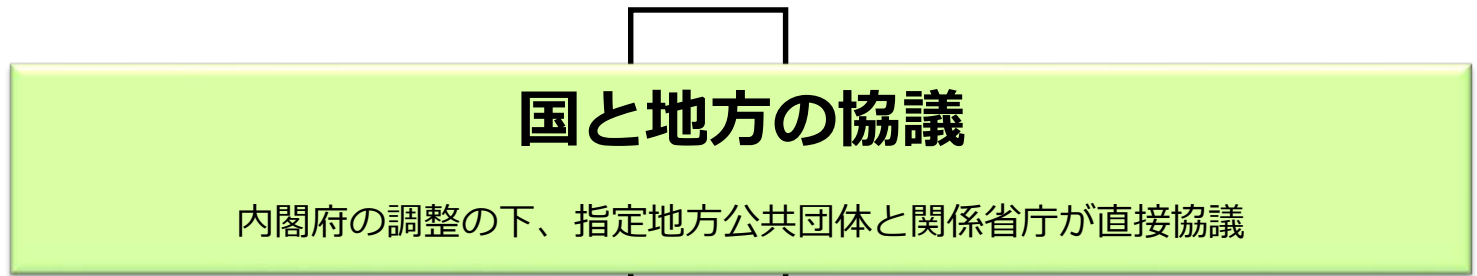
協議の結果、現行制度で対応可能となったものについては、自治体において事業実施に向けた取組を進めていくこととなります。

なお、これまでの協議において、取組を実現する方向で条件等の詰めの協議を行うこととなったものについては、その後の進捗状況について定期的なフォローアップを行い、公表します。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成28年秋・平成29年春)の結果について①

## 協議の進め方

指定地方公共団体が規制の特例措置を提案  
【平成28年秋：1特区から1項目 平成29年春：5特区から12項目】



総合特区推進本部の開催  
(協議結果のとりまとめ)

	法令改正等の措置を行うことで合意	現行制度で対応可	必要が生じた場合に改めて協議	提案者側で再検討
平成28年秋	0	0	0	1
平成29年春	0	2	10	0

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成28年秋・平成29年春)の結果について②

平成28年秋：提案者側で再検討することになったもの

## 電気事業法に係る規制緩和

【次世代型農業生産構造確立特区（山口県、山口県光市、柳井市、田布施町）】

### 提案内容

小水力発電施設の電力を電線管内配線により道路を横断して販売施設に供給する事業計画において、公道を横断する配電線については、電気主任技術者の選任が必要となる。また、電気主任技術者は、外部委託することが可能であるが、委託費が負担である。

小水力発電に伴う構外配電線路については、電気主任技術者の選任が不要となる一般用電気工作物として扱うか、または、道路管理者との連絡体制の整備等、安全確保を徹底した上で、電気事業法第43条第2項における規定に、電気設備に関する研修等を経た人を電気主任技術者と同等とみなすよう広げる。

### 協議結果

経済産業省から、公道を渡る配電線に関しては、電力会社の電気主任技術者が定期的に電線等の劣化状況を検査する事で、その保安を確保している。提案の配電線は、一般公衆が容易に接近できる場所（公道）にあることから、設置者の責任の下、電気主任技術者を選任し、保安を確保する必要がある。また、電気主任技術者の「有資格者以外の選任」に関して研修のみの受講は、電気工作物の工事、維持及び運用の保安の確保等のために定めた選任の要件として規定していないため選任は困難であることから、提案への対応は困難である旨の見解が示された。

また、特区事業の趣旨を踏まえ、代替案として、送配電事業者の配電線を利用して電気を託送する「自己託送制度」の活用が紹介された。

指定自治体は紹介された手法も含め、代替案を検討することとし、協議を終了した。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成28年秋・平成29年春)の結果について③

平成29年春：現行制度で対応可になったもの

## その他の醸造酒を製造する際の最低製造数量基準の緩和

【「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区（島根県益田地区広域市町村圏事務組合）】

### 提案内容

萩・石見空港周辺で採取した蜂蜜を使用した蜂蜜酒を製造する事業について、事業初期段階では採取量が少量であることから、年間200リットルの製造を計画しているところ、現行の酒税法において「その他の醸造酒」の製造免許の取得要件として定められている年間6キロリットルの最低製造数量基準を緩和する。

### 協議結果

地域で採取した蜂蜜を原料とした蜂蜜酒を製造することが目的であれば、代替案として「その他の醸造酒」の製造免許を有する酒類製造業者に蜂蜜を提供し製造委託することが可能である旨財務省から示された。

指定自治体は提示された代替案を活用しつつ特区事業の実施を検討することとし、協議を終了した。

## 宿泊施設における着地型旅行商品の販売による外国人観光客等の誘客促進

【九州アジア観光アイランド総合特区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、九州観光推進機構）】

### 提案内容

観光客の受け入れ側の地域で作られる旅行商品（着地型旅行商品）を安定的に販売するため、九州管内の宿泊業者は、国の定める旅行業務取扱に係る一定の研修を終了した者を宿泊施設に配置することにより、フロントで着地型旅行商品の販売や代金の収受ができるようにする。

### 協議結果

観光庁から、観光圏整備法の特例措置を活用することにより「観光圏内限定旅行業者代理業」として指定自治体の提案内容は実現できる旨の見解が示された。

指定自治体は観光庁の見解を了承したため、協議を終了した。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成28年秋・平成29年春)の結果について④

平成29年春：必要が生じた場合に改めて協議することになったもの

## 農業用貨物自動車の車検期間の伸長の実施案件の緩和

【北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区（北海道他）】

### 提案内容

市町村の指定を受けた対象車両の使用者が、一定の条件を満たした上で当該車両の自動車検査証の有効期間の伸長を申請した場合に、**1年を限り、有効期間を伸長できるものとする総合特別区域の規制の特例措置の活用を促進するため、以下の措置を講ずる。**

(1) **指定申請期間**（車検期間満了日の1か月前から満了の日）の廃止、又は市町村への**申請手続きの廃止**

(2) 特例措置に基づき点検・整備を実施する指定点検整備事業者が提出する**調査表の簡素化**

(3) 指定点検整備事業者からの**保安基準適合標章の交付**

### 協議結果

国土交通省から、以下のとおり見解が示された。

#### (1) について

- ・ 指定申請期間は、当該申請に係る**車両が車検期間を伸長しても問題ないか否かを判断**するために設定されている。
  - ・ 申請された車両を特例措置に係る指定自家用貨物自動車として認めるかどうかは、その車両が特区目標の実現に寄与するものであるかを踏まえて、**各市町村が適切に判断**すべき。
- 以上の点から、提案の措置は困難である。

#### (2) について

- ・ 調査は車検期間の検討に資するデータ収集のために行っており、**調査事項はいずれも必要なもの**であることから項目の削減は困難。
- ・ 他の方法により指定点検整備事業者の**負担軽減を図る**ことの可否について検討する。

#### (3) について

特例措置により交付される**点検整備済証**は、対象車両が保安基準に適合する旨の証明ではない（**点検整備は検査ではない**）ため、**保安基準適合標章**を交付した場合、**車両の安全性や保安基準への適合性が十分に確保されないまま運行の用に供されることとなるため、提案の措置は困難である。**

指定自治体は上記の見解を了解し、対応を検討するとしてため、協議を終了した。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成28年秋・平成29年春)の結果について⑤

平成29年春：必要が生じた場合に改めて協議することになったもの

## タンク空間容積の緩和

【ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区（岡山県）】

### 提案内容

容量1,000kl未満の屋外タンク貯蔵所において、化学的な腐食によりタンク壁面が劣化し、**許可容量を削減しなければ技術基準を満たさない状態**が生じている。

許可容量を削減して使用するには、消火剤放射口の位置の**改修工事が必要**となるため、以下の措置を講ずる。

- ① 設備投資を行わずに許可容量を削減するだけで使用できるように、**空間容積の上限規制を緩和**する。
- ② 容量1,000kl以上の特定屋外タンク貯蔵所に適用されている空間容積の基準を、**全ての屋外タンク貯蔵所にも適用**する。

### 協議結果

消防庁から、以下のとおり見解が示された。

①について、空間容積の上限を設定することにより、**貯蔵可能な量と許可容量を一致**させている。このため、屋外貯蔵タンクの許可容量が物理的に貯蔵可能な量よりも少ない場合、**許可容量以上に危険物が流入した際に強度不足によりタンクが損傷し危険物が漏えい**する可能性を排除できない。

②について、現時点では特定屋外タンク貯蔵所の危険性に着目して適用している基準を、全ての屋外タンクに対して**適用対象拡大する必要はない**と考えている。

以上のことから、提案については対応できないとの見解が示された。

指定自治体は上記の見解を了解し、現行法に基づき対応を検討することとしたため、協議を終了した。

# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成28年秋・平成29年春)の結果について⑥

平成29年春：必要が生じた場合に改めて協議することになったもの

① 離島の病院における診療報酬算定に係る病床数の基準について (項目ごと4件提案)

② 離島の病院における医療従事者の配置要件について (項目ごと2件提案)

【かがわ医療福祉総合特区(香川県)】

## 提案内容①

地域包括ケア入院医療管理料及び特定疾患療養管理料の算定並びに特定疾患に係る処方料・処方せん料の加算について、**許可病床数200床以上の病院は認められていないところ、離島の病院に限り許可病床数200床以上でも算定できることとする。**

在宅療養支援病院について、許可病床数200床以上の病院の場合は原則として基準を満たさないところ、**離島の病院に限り許可病床数200床以上でも基準を満たすこととする。**

## 提案内容②

退院支援加算等に係る**社会福祉士**等、地域包括ケア病棟入院料に係る**理学療法士**等の配置については**専従**が要件となっているところ、**離島の病院に限り専任**とする。

また、画像診断管理加算に係る**画像診断を担当する医師**の配置については、**離島の病院に限り在宅勤務**としている**非常勤医師**であっても**常勤扱い**とする。

## 協議結果

厚生労働省から、医療資源の少ない地域に配慮した診療報酬上の評価の在り方について、**平成30年度診療報酬改定**に向けて、中央社会保険医療協議会において検討される旨の見解が示された。

指定自治体は協議会について情報提供を受けることを条件に上記の見解を了解したため、協議を終了した。



# 総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成28年秋・平成29年春)の結果について⑦

平成29年春：必要が生じた場合に改めて協議することになったもの

## 九州を訪問する中国人観光客の誘客拡大に向けた観光数次査証の発給について

【九州アジア観光アイランド総合特区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、九州観光推進機構）】

### 提案内容

中国人観光客について、九州は地理的に近いにも関わらず、韓国や台湾等と比較して、人口に対する訪日旅行者の割合が低い。日本全体の訪日客数目標達成のため、九州の中国人観光客数の回復及び更なる増加が必要であることから、九州7県のいずれかの県に1泊以上する者に数次査証を発給する。

### 協議結果

外務省から、査証政策は重要な外交政策の一つであり、二国間関係や国際情勢の変動、感染症対策や国内治安悪化等の状況の変化を踏まえた弾力的な対応が求められるものであることから、総合特区制度の枠組みを利用した場合、外交政策の枠外に新たな査証制度が別途措置されることとなり、外交政策を機動的・弾力的に実施できない場面が生じかねないため、対応できないとの見解が示された。特区は上記の見解を了解したため、協議を終了した。

## 宿泊施設等における外国人の就労範囲の拡大

【九州アジア観光アイランド総合特区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、九州観光推進機構）】

### 提案内容

現在、外国人が宿泊施設で就労する場合の在留資格は、「技術、人文知識・国際業務」であるが、就労可能な在留資格の要件に「観光産業に従事」を新設し、宿泊施設等において配膳や客室清掃等、複数業務を行えるようにする。

### 協議結果

法務省及び厚労省から、宿泊施設における配膳や客室清掃等は「専門的・技術的分野」に該当する業務とは認められず、また、分野外の外国人受入れについては、ニーズの把握や経済効果の検証のほか、日本人の雇用や産業構造への影響、治安等の幅広い観点から国民的コンセンサスを踏まえつつ、政府全体で検討していく必要があるため、対応困難との見解が示された。

指定自治体は上記の見解を了承し、さらに検討を重ねていくこととしたため、協議を終了した。